

いわき市立図書館協議会規則

昭和45年12月23日

いわき市教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市図書館条例（昭和42年いわき市条例第26号）第5条の規定に基づき、図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、任期は1年とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 協議会の会議は、委員長が招集する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選任された委員長及び副委員長の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和46年3月31日までとする。